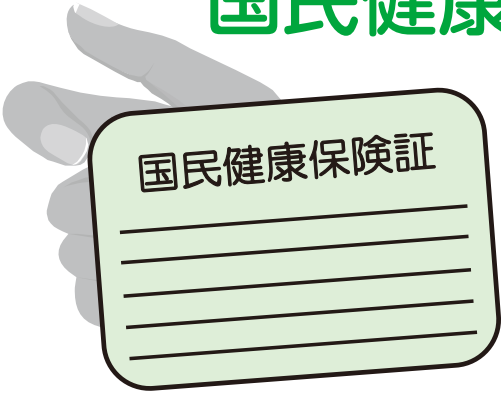


国民健康保険料が変わります！

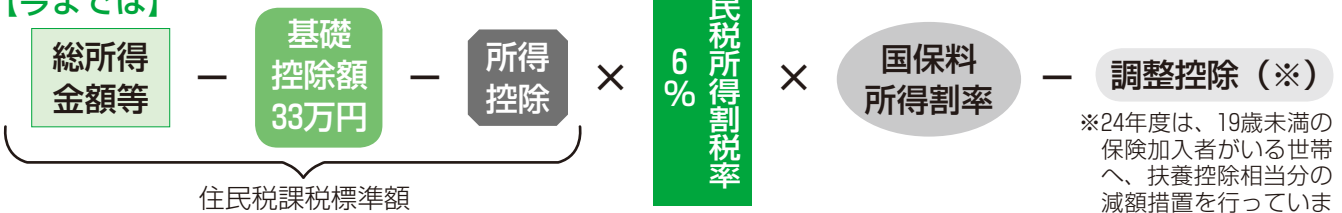


国民健康保険料に関する国の制度改正に伴い、「所得割」の算定方法が旧ただし書き方式に統一されます。これは、町の保険料全体に対する個々人の負担割合を変更するものであるため、保険料額が上がる方と下がる方がいます。

また、その増減額を緩やかにするため、町独自の対策として、5年間にわたり激変緩和措置を行います。

問合せ 健康増進課 ☎内線211~213

【今までは】



【これからは】



激変緩和措置は、「(旧ただし書き所得 - 住民税課税標準額) × (25年度90%・26年度75%・27年度60%・28年度40%・29年度20%)」で計算しています。

国民健康保険料・介護保険料の納付方法が変わります！

国民健康保険料と介護保険料の普通徴収の方については、前年度の保険料を元に計算した「仮算定保険料」の納付を廃止し、4・5月分のお支払いがなくなります。6月に1年分のお知らせをしますので、ご了承ください。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
今までは	仮算定 (4月納付書送付)		本算定 (7月納付書送付)									
これからは			本算定 (6月納付書送付)									

問合せ 国民健康保険料については、健康増進課 ☎内線211~213
介護保険料については、福祉課 ☎内線232~234

介護保険料 普通徴収から特別徴収への切替え

普通徴収から切り替わる時期は4・6・8・10月です。65歳到達時や転入時は普通徴収で、公的年金が18万円以上の人は、その6~12か月後から特別徴収に切り替わります。

4月切替え

⇒前年度額6分の1を4・6・8月に公的年金より天引き

6月切替え

⇒前年度額5分の1を6・8月に公的年金より天引き

8月切替え

⇒前年度額4分の1を8月に公的年金より天引き

※納付の通知方法は変わりますが、4・6・8月の保険料額は、2月に年金から天引きされた額と同じです。

DV被害は 悩まず 877-1199



夫や恋人など親密な関係にある男性からの暴力は、重大な人権侵害でもあり、犯罪です。親しい間柄であっても決して許されるものではありません。「殴る」「蹴る」だけが暴力ではありません。

- ・身体的暴力
- ・殴る・蹴る・物を投げる
- ・性的暴力
- ・性行為を強要する・避妊に協力しない・道具のように扱う
- ・精神的暴力
- ・暴言を吐く・脅す・無視する
- ・社会的隔離
- ・外出や付き合いを制限、監視する・メールをチェックする
- ・経済的暴力
- ・生活費を渡さない・借金を重ねる

専用電話番号

☎877-11199

受付 月～金（祝祭日・年末年始を除く）14時～17時

問合せ

町民サービス課 ☎内線2006

お知らせ

固定資産 の縦覧



納税者が、町内の土地や家屋の価格との比較を通じて自己の土地や家屋の評価が適正か判断できるよう、土地・家屋縦覧帳簿を縦覧できます。期間 ※土日祝日を除く

4月1日(月)～30日(火)
場所 役場1階 税務課

縦覧できる人 町所在の土地・家屋の固定資産税の納税者か納税者と同居している親族・代理人
必要なもの 納税通知書か身分を認める書類、代理人は委任状
縦覧できる内容
土地：所在地番・地目・地積・評価額
家屋：所在地番・家屋番号・種類・構造・床面積・評価額

●納税通知書の発送 4月1日(月)

※固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合は、公示の日から納税通知書の交付を受けた後60日以内に固定資産評価審査委員会に対して審査の申出ができます。

問合せ

税務課 ☎内線256・257

障害者 総合支援法 の施行



障害者の日常生活や社会生活を総合的に支援するため、「障害者自立支援法」は、4月から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」となり、新たな障害保健福祉施策が講じられます。

1 基本理念

障害者総合支援法では、共生社会の実現、社会参加の確保、地域社会における共生及び社会的障壁の除去に資するよう、法に基づく日常生活・社会生活の支援が、総合的かつ計画的に行われることを基本理念としています。

2 施策の内容

○平成25年4月から施行

①障害者・障害児の範囲の見直し
「制度の谷間」を埋めるため、範囲に難病等を加える。

②地域生活支援事業の拡充

障害者に対する理解を深めるための研修や啓発事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等が追加。

○平成26年4月から施行

①障害支援区分の創設

現在の「障害程度区分」が、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて、必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に変わる。

②重度訪問介護の対象拡大

重度の知的障害や精神障害のある方を予定。

③ケアホームのグループホームへの一元化

グループホームでは、日常生活上の相談に加え、入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助を提供。

④地域移行支援の対象拡大

障害者支援施設や精神科病院から地域生活に移行する方を支援する「地域移行支援」の対象を、保護施設、矯正施設等を退所する障害のある方等に拡大予定。

3 今後の見直し

このほか、常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動・就労の支援、その他の障害福祉サービスの在り方等、検討に時間を要するものについては、今後3年間を目処に見直しの検討が行われます。

問合せ 福祉課 ☎内線235